子ども・子育て支援法施行令及び国家戦略特別区域法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔

政令第三百六十号

子ども・子育て支援法施行令及び国家戦略特別区域法施行令の一部を改正する政令

内閣は、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号）の一部の施行に伴い、並びに子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二十九条第三項第二号、第三十条第二項第一号及び第六十六条の三第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（子ども・子育て支援法施行令の一部改正）

第一条　子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号を次のように改める。

一　法第二十七条第一項に規定する教育認定子ども

第四条第一項第二号中「第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「第二十七条第一項に規定する満三歳以上保育認定子ども」に改め、「）を除く。」の下に「第九条第一項及び」を加える。

第八条の表第二項の項中欄中「する」及び「当該」の下に「教育・保育給付認定子ども」を加え、同項下欄中「第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する」を「満三歳以上保育認定子ども」に、「同条第一号又は第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する」を「教育認定子ども又は満三歳以上保育認定子ども」に改め、同表第五項の項を次のように改める。

第五項	教育・保育給付認定子ども	教育認定子ども又は満三歳以上保育認定子ども
	から支給認定教育・保育	（保育所に限る。）から特別利用保育を受け、又は特定教育・保育施設（幼稚園に限る。）から特別利用教育
	支給認定教育・保育に	特別利用保育等に

第九条中「は、」の下に「満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての」を加え、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

満三歳以上保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第二十九条第三項第二号及び第三十条第二項第一号の政令で定める額は、零とする。

第十三条第一項中「第九条」を「第九条第二項」に改める。

第十五条の表第二項の項及び第五項の項を次のように改める。

第二項	満三歳以上限定保育認定地域型保育又は満三歳未満保育認定地域型保育を受けようとする保育認定子ども（満三歳以上保育認定子ども及び満三歳未満保育認定子どもをいう。以下同じ。）	第三十条第一項第二号に規定する特別利用地域型保育を受けようとする教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者又は同項第三号に規定する特定利用地域型保育を受けようとする満三歳以上保育認定子ども
	満三歳以上限定保育認定地域型保育又は満三歳未満保育認定地域型保育を当該保育認定子ども	特別利用地域型保育又は特定利用地域型保育（第五項及び第七項において「特別利用地域型保育等」という。）を当該教育認定子ども又は満三歳以上保育認定子ども
第五項	保育認定子ども	教育認定子ども又は満三歳以上保育認定子ども
	満三歳以上限定保育認定地域型保育又は満三歳未満保育認定地域型保育	特別利用地域型保育等

第十五条の五第三号中「第三十条第一項」を「第二十九条第二項」に改める。

第二十条の二の表第四十五条第三項の項及び第四十五条第四項の項を次のように改める。

第四十五条第三項	保育認定子ども	乳児等支援給付認定子ども
	適切な特定地域型保育	適切な特定乳児等通園支援（第三十条の二十第一項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。）
	良質な特定地域型保育	良質な特定乳児等通園支援
第四十五条第四項	特定地域型保育の	特定乳児等通園支援の

第二十条の二の表第四十六条第二項の項中「（第三十条の二十第一項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。）」を削り、同表第五十四条第一項の項中「満三歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第二十三条第一号中「の額、法」を「の額、法第二十九条第三項第一号に掲げる額、法」に改め、同条第二号ハ中「第九条」を「第九条第二項」に改める。

附則第六条第二項の表第一項の表の第五項の項の中欄の項中「前条第一項第二号」を「前条第二号」に改める。

附則第十三条中「教育認定子ども」を「法第二十七条第一項に規定する教育認定子ども」に、「法」を「法第二十九条第三項第一号に掲げる額、法」に改める。

（国家戦略特別区域法施行令の一部改正）

第二条　国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号）の一部を次のように改正する。

第五条から第十二条までを次のように改める。

第五条から第十二条まで　削除

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和八年四月一日から施行する。ただし、第一条中子ども・子育て支援法施行令附則第六条第二項の表の改正規定は、公布の日から施行する。

（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令の一部改正）

2　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令（平成八年政令第十八号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第二十五号中「第九条」を「第九条第二項」に改める。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔
厚生労働大臣　上野賢一郎